

法登第369号  
平成24年5月30日

大阪司法書士会長 殿

大阪法務局民事行政部

首席登記官（第一法人登記担当）

篠原辰夫

公印

印鑑届出等の事務を取り扱う登記所について（お知らせ）

商業・法人登記事務に関しまして、平素から御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本年6月1日から、大阪法務局の管轄区域（大阪府）内に主たる営業所の所在地がある会社・法人等に係る下記1から10までに掲げる事務について、大阪法務局内の全ての登記所（ただし、北出張所及び天王寺出張所を除く。）で取り扱うこととなりましたので、お知らせします。

なお、この旨を貴所属会員に周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 印鑑の提出（商業登記法（以下「法」という。）第20条第1項前段、商業登記規則（以下「規則」という。）第9条第1項から第5項まで）であって、登記の申請と同時に提出されたもの以外のもの
- 2 改印した印鑑の提出（法第20条第1項後段、規則第9条第1項から第5項まで）であって、登記の申請と同時に提出されたもの以外のもの
- 3 印鑑の廃止の届出（規則第9条第7項）
- 4 印鑑カードの交付の請求（規則第9条の4第1項）
- 5 印鑑カードの廃止の届出（規則第9条の5第3項）
- 6 印鑑カードの返納（規則第9条の5第5項）
- 7 電子証明書の発行の請求（法12条の2第1項、第3項）
- 8 電子証明書の使用廃止の届出（法12条の2第7項）
- 9 電子証明書の使用再開の届出（規則第33条の13第5項）
- 10 電子証明書の識別符号の変更の届出（規則第33条の14第1項）

